

平成 27 年 9 月

第 5 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

平成 27 年 9 月第 5 回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 56 号	平成 27 年度 人吉市一般会計補正予算（第 3 号）
議第 57 号	平成 27 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 58 号	平成 27 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議第 59 号	平成 27 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議第 60 号	平成 27 年度 人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 61 号	平成 27 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 62 号	平成 27 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 63 号	平成 27 年度 人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第 1 号）
議第 64 号	平成 26 年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
議第 65 号	人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 66 号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議第 67 号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
議第 68 号	損害の賠償について
議第 69 号	損害の賠償について
議第 70 号	損害の賠償について

- 議第 65 号 人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 66 号 人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成 27 年 9 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

人吉市個人情報の保護に関する条例（平成 14 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」を削り、「できるもの」の次に「（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を加え、同条中第 5 号を第 8 号とし、第 4 号を第 7 号とし、第 3 号を第 6 号とし、第 2 号の次に次の 3 号を加える。

- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (5) 特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第 12 条の見出しを「（特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第 1 項中「収集した個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の利用及び提供の制限）

第 12 条の 2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項から第 4 項までにおいて同じ。）を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第 1 項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する

法令等の規定の適用を妨げるものではない。

- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。
- 5 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第14条第1項中「、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第15条第1項中「以下同じ。」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる者（以下「代理人」という。）は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報（特定個人情報及び第7条第2項に規定する事務に係るものを除く。）
- (2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報（第7条第2項に規定する事務に係るものを除く。）

第16条第1項第2号中「個人情報」の次に「（第7条第2項に規定する事務に係るものを除く。以下この条から第22条第1項までにおいて同じ。）」を加え、同条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第21条第1項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第22条第2項中「自己の個人情報」の次に「（特定個人情報及び第7条第2項に規定する事務に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条第4項を削る。

第22条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に係る利用の停止、消去又は提供の停止の請求）

第22条の2 何人も、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録及び第7条第2項に規定する事務に係るものを除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 次のアからオまでのいずれかの場合に該当するとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

- ア 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでない場合
 - イ 当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている場合
 - ウ 第12条の2（第5項を除く。）の規定に違反して利用されている場合
 - エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されている場合
 - オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている場合
- (2) 第12条の2第5項の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止
(準用)

第22条の3 第15条第2項の規定は、訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用の停止、消去若しくは提供の停止（以下「訂正等」という。）の請求について準用する。

第23条第1項各号列記以外の部分中「前条」を「前3条」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 訂正の請求をしようとする個人情報（第7条第2項に規定する事務に係るものと除く。）、削除及び目的外利用等の中止の請求をしようとする個人情報（特定個人情報及び第7条第2項に規定する事務に係るものと除く。）又は利用の停止、消去又は提供の停止の請求をしようとする個人情報（特定個人情報（情報提供等記録及び第7条第2項に規定する事務に係るものと除く。）に限る。）（次条第1項及び第2項並びに第26条第1項第2号において「訂正等の請求に係る個人情報」という。）を特定するために必要な事項

第24条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第24条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第25条に次の1項を加える。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

第26条第1項第2号中「開示請求に係る個人情報」の次に「（第7条第2項に規定する事務に係るもの）」を加え、「又は目的外利用等の中止」を「、目的外利用等の中止又は利用の停止、消去若しくは提供の停止」に改める。

第31条中「自己情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第24条の次に1条を加える改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴う特定個人情報に関する規定の整備及び所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

人吉市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 人吉市手数料条例（平成12年人吉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5項及び第7項中「第18項」を「第19項」に改め、同表中第35項を第36項とし、第11項から第34項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付。ただし、次に掲げる場合は、徴収しない。 (1) 市又は地方公共団体情報システム機構の過失による紛失等に係る再交付の場合 (2) 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は住民票コードの変更による通知カードの返納後の再交付の場合 (3) 市又は地方公共団体情報システム機構の過失による誤交付後の再交付の場合 (4) 国外転出による通知カードの返納後の再交付の場合	1枚につき 500円
----	---	------------

第2条 人吉市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1第11項第2号中「個人番号をいう」の次に「。以下同

じ」を、「通知カード」の次に「又は個人番号カード」を加え、同項第4号中「通知カード」の次に「又は個人番号カード」を加え、同表中第12項を次のように改める。

12	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合は、徴収しない。 (1) 市又は地方公共団体情報システム機構の過失による紛失等に係る再交付の場合 (2) 個人番号又は住民票コードの変更による個人番号カードの返納後の再交付の場合 (3) 市又は地方公共団体情報システム機構の過失による誤交付後の再交付の場合 (4) 国外転出による個人番号カードの返納後の再交付の場合	1枚につき 800円
----	--	------------

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、通知カード及び個人番

号カードに係る再交付手数料を徴収するため、条例の一部を改正するものである。

議第 67 号

工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

平成 26 年 9 月 24 日付け議第 87 号議案をもって議決された水ノ手橋補修工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部を次のように変更する。

第 3 契約金額中「245,160,000 円」を「253,761,303 円」に改める。

平成 27 年 9 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

議会の議決を経た契約について、契約内容を変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

議第68号

損害の賠償について

市は、公用車接触事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成27年6月9日午前9時40分頃、市庁舎北側駐車場内で公用車を後退させたところ、駐車していた相手方の車両に接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

20,056円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成27年9月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要である。

議第69号

損害の賠償について

市は、公用車接触事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成27年6月18日午後3時20分頃、市内の地域密着型サービス事業所駐車場内において、公用車のドアを開けたところ、隣に駐車していた相手方の車両に開けたドアが接触し、相手方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

76,443円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成27年9月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 70 号

損害の賠償について

市は、市道戸越草津線における車両損傷事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成 27 年 7 月 21 日午後 4 時頃、相手方車両が、市道戸越草津線を下戸越町方面から草津橋方面へ走行中、亀裂が入っていた路面のコンクリート片が跳ね上がり、相手方車両に損傷を与えた事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

210,503 円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決が必要である。